平成 1 5 年 度 監査結果に基づき知事等が講じた措置 (第1回)

東京都監査委員



地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、 平成14年度各会計定例監査、平成14年度随時監査、平成14年度行政監 査、平成13年度出納長所属各会計決算審査、平成13年度公営企業各会計 決算審査、平成13年度各会計定例監査、平成13年度工事監査、平成13 年度行政監査、平成13年度財政援助団体等監査、平成12年度出納長所属 各会計決算審査、平成12年度行政監査及び平成12年度財政援助団体等監 査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり報告する。

平成15年6月16日

東京都監査委員	野	田	和男
同	桜	井	良之助
同	横	Щ	樹
同	藤	原	房子

		·

目 次

第1	報告の概要	1
第 2	報告の内容	
	平成14年度各会計定例監査	3
	平成14年度随時監査	2 4
	平成14年度行政監査(事業評価手法による。)	2 7
	平成13年度出納長所属各会計決算審查	2 8
	平成13年度公営企業各会計決算審査	3 4
	平成13年度各会計定例監査	3 5
	平成13年度工事監査	3 8
	平成13年度行政監査(事業評価手法による。)	3 9
	平成13年度財政援助団体等監査	4 1
	平成 1 2 年度出納長所属各会計決算審査	4 5
	平成12年度行政監査(監理団体への委託事業について)	4 6
	平成12年度財政援助団体等監査	4 7



第1 報告の概要

表1のとおり、各種監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置について、関係機関から通知を受けました。

(表1)

(表1)							
FF.4	-	7.E		FL + - 1- 1- 10	監査	結 果	通知件数
監	查	種別		監査実施期間	指摘件数	意見·要望 件 数	(公表)
			∠ ←	平成 1 4 . 4 . 1 8 ~ 平成 1 5 . 1 . 1 5	5 7	4	5 6
平成14年月				平成14.6.3~ 平成14.8.7	_	5	5
平成14年月 (事				平成 1 4 . 9 . 5 ~ 平成 1 4 . 1 1 . 2 2	_	1 2	1
平成 1 3年/ (平成14.7.25~ 平成14.9.11	1 7	5	2 1
平成 1 3年/ (平成14.6.3~ 平成14.8.23	_	8	1
平成13年月	度 各会	計定例監	查查	平成 1 3 . 9 . 3 ~ 平成 1 4 . 1 . 3 0	(80)	(14)	6
平成13年/			查	前期: 平成13.4.17~ 平成13.7.10 後期: 平成13.10.1~ 平成14.2.7	(8)	(4)	1
				平成13.9.7~ 平成13.12.19	_	(10)	2
平成 1 3 年/ 財 政	-	団体等島		平成13.10.29~ 平成14.5.8	(34)	(10)	6
				平成13.7.25~ 平成13.9.12	(32)	(5) 1	1
平成12年月	度 決	算審	查	平成13.6.1~ 平成13.8.1	(1)	(2) 1	_
	度 行	政 監	查	平成 1 2 . 6 . 1 9 ~ 平成 1 2 . 1 0 . 1 3	(30)	_	1
平成 1 2年	度	団体等盟		平成 1 2 . 6 . 2 3 ~ 平成 1 3 . 5 . 1 6	(73)	_	1
	É	<u></u>		計	8 7 1 4	5 3 4 0	1 0 2

- (注1) ()内は、全体の指摘件数である。
- (注2) 一つの指摘が、複数の局にある場合、局ごとに件数を数えている。
- (注3) 平成13年度の監査等の結果から、指摘に加えて、意見・要望等についても措置状況 報告対象とした。

今回の措置の対象となった監査結果の総件数140件のうち、講じた措置について通知を受けた件数は102件で、講じられた措置の内訳は、表2のとおりです。

また、残る38件(平成14年度行政監査、平成13年度決算審査など)の監査結果については、執行機関において改善策を検討中であることなどにより通知がありませんでした。

(表2)措置の内訳

区分	事	例	件	数
規定、基準等に即した適正 な事務の執行、財産管理等 に改めたもの		務局長への異動通知が漏 通知漏れが生じないよう た。	6 1	件
不適切な支出を是正し、経 費節減が図られたもの	電力供給契約にかかるでで、運転軽費の節減が図	内容の見直しを図ること られた。	7	件
会議、研修等において周知徹底をしたもの	工事契約に係る予定価格 絡会での報告や研修によ 適正な事務処理を行うよ		6	件
補助金を返還させたもの	非常通報装置の設備費補 ったため過大に交付され	助に係る申請に誤りがあた補助金を返還させた。	1	件
その他	-	-	2 7	件
	合 計		1 0 2	件

第2 報告の内容

〔平成14年度各会計定例監查〕

大学管理本部

(1) 工事にかかる電気料の負担を求めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

保健科学大学は、大学院開設に伴う内部改修工事及び教員研究室整備工事において、請負業者が電力を使用しているにもかかわらず、工事契約の特記仕様書に定められている電気料の負担を請負業者にさせていない。

イ 講じた措置の概要

平成13年度請負工事契約に基づく光熱水費(電気料金)6,662円の納入については、14保大庶第456号(平成14年6月11日決定)により納入通知書(平成14年6月25日納入期限)を発行し収入処理済みである(収入科目:14年度、諸収入、雑入、庁舎管理費等収入、光熱水費)。

算出根拠: 4 4 財管一発第 2 5 2 号財務局長決定「行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の計算方法」による。

(2)保護具の管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

都立大学は、平成13年度中に購入した保護具のうち、理学部分についての保護具台帳がな く、必要な記録を行っていない。

イ 講じた措置の概要

大学は、監査指摘後、ただちに手袋、保護具等33規格分の保護具台帳を作成し、平成14 年6月25日に完成させ、適正な管理を行っている。

(3)物品受払簿への記帳を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

科学技術大学では、出納機関から払出しを受けた郵券の枚数を物品受払簿に記載することなく、当面使用が見込まれる枚数のみを物品受払簿に記帳し残りを保管していたことから、物品受払簿に記載されている残高数量と物品管理者が保管している現品数量とに著しい差異が認められた。

イ 講じた措置の概要

大学は監査の指摘を踏まえ、物品受払簿と郵券残高について再確認し、物品受払簿の必要な 修正を行った。

また、このようなミスを防ぐために、チェック体制の改善を図った。

主 税 局

(1)早急に家屋の現況を調査し、適正な課税を行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

千代田都税事務所は、Aが所有する家屋に固定資産税・都市計画税を課税するに当たり、非課税の適用床面積を正確に把握していなかったことから、固定資産税・都市計画税の課税額を誤っている。

イ 講じた措置の概要

本件指摘に対して、千代田都税事務所では、平成14年12月25日に非課税面積を訂正し、 平成15年2月10日付けで課税処分の減額決定を行うとともに、平成15年3月4日付けで 還付した。

(2)不動産取得税の課税を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

杉並都税事務所は、不動産取得税を課税するに当たり、税率の適用を誤ったため、不動産取得税が160万5,900円課税不足となっている。

イ 講じた措置の概要

本件指摘に対して、杉並都税事務所では、平成14年12月26日付けで課税不足の賦課処分を行い、同日付で納入通知書(160万5,900円)を発付した。

なお、課税不足額については全額納入済である。

生 活 文 化 局

(1)契約目途額を適切に算定すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

都民協働部は、パンフレットを印刷するに当たり、1回目の印刷で業者から回収した版下を、 2回目の印刷契約で局から支給するとしているにもかかわらず、1回目と2回目の単価がほぼ 同額であり、版下に要する経費の分が契約目途額に反映されていない。

イ 講じた措置の概要

今後、本件パンフレットを含め、印刷物の作成において版下を提供する場合には、適切に契約目途額単価へ反映させる。

(2) テナント等に係る光熱水費の納入回数を増やすよう検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

文化振興部は、東京都江戸東京博物館及び東京都写真美術館における建物管理運営を財団法 人東京都歴史文化財団に委託し、行政財産の使用許可を行っているテナント等が負担する光熱 水費の受領及び部に対する納入(預金利子含む年2回)をさせているが、建物全体における光 熱水費は都の委託料から支出されていることから、受領した光熱水費について納入回数を増や すよう検討されたい。

イ 講じた措置の概要

毎月請求の電気、ガス使用料金を2か月毎に請求の水道・下水道利用料金とまとめて、四半期毎(年4回)に納入回数を増やすこととする。次の納入時期は平成15年4月となる。

都 市 計 画 局

(1)分庁舎の電気供給契約を見直すとともに空調機の活用方法を検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

多摩建築指導事務所は、立川合同庁舎に隣接する旧モノレール事務所の庁舎の低圧電力供給 契約について、利用状況が変わり契約を継続する必要がなくなったにもかかわらず、基本料金 を払い続けているのは適切でない。

また、使用されていない空調機の活用方法を検討されたい。

イ 講じた措置の概要

低圧電力供給契約については、東京電力株式会社との間で、平成14年5月21日に解約した。

業務用空調機については、所属換も含めて、その有効活用について検討したが、老朽化も著しいので、平成14年7月18日に、規則に基づき備品から不用品に区分換した。

環 境 局

(1)業務委託契約書の作成を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

廃棄物対策部は、八王子市西寺方町周辺の環境調査に係る委託契約に当たり、定めにより表示しないこととしている直接人件費の人数及び単価を、契約書の内訳に表示している。

イ 講じた措置の概要

監査結果を受けて、以後の委託契約については、業務委託契約書の内容を十分に確認するとともに、契約書に添付する内訳書等に、人数及び一人当たりの単価を表示していないことを確認している。

(2)書類の発送回収業務委託に係る契約事務を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

廃棄物対策部が締結した産業廃棄物実績報告書等発送・回収業務に係る委託契約について、 契約書に郵送費の計算基礎を明らかにした内訳が明示されていないこと、仕様書と集計結果報 告書で実績報告書等の発送件数が異なっていること、といった適切を欠く処理が認められた。

イ 講じた措置の概要

今年度の同発送業務については、業者に委託しないで職員の手作業で対応した。今後、発送 業務を委託する場合、内訳書の作成、契約内容の履行確認を適正に行う。

(3)契約事務を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

環境科学研究所では、単価契約により行っている白衣等の洗濯の平成13年4月執行分について、発注数量と納品数量及び請求数量とに不一致が認められた。

イ 講じた措置の概要

納品時等の照合が適切でなかったため、請求もれによる未払い分が生じてしまった。そこで 債権者に支払に誤りがあった旨伝えるとともに、未支払分2,000円を支払った。

今回のような事故が生じないようにするため、発注指示書の管理を適切に行い、納品の都度 発注指示書と納入物品及び納品書との照合を正確に行い間違いが生じないようにしている。

福 祉 局

(1)軽費老人ホーム利用者の入院時における利用料の減額処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東村山老人ホームが運営する軽費老人ホームむさしの園の利用料について、減額の基礎となる入院日数を誤って認定したため、利用者から過大に利用料を徴収している事例が認められた。

イ 講じた措置の概要

利用者から過大に徴収した利用料については、平成14年12月6日に還付処理を行った。

(2) 郵券の購入を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

子ども家庭部は、郵券の購入に当たり、平成14年3月に当該年度の使用予定数量等を見込まないで購入したため、その郵券をすべて使用することなく翌年度に繰り越している。

イ 講じた措置の概要

指摘事項について、郵券の購入については、残枚数、使用予定数量等を考慮して購入するようにする。

平成14年度における郵券の購入については、使用予定数量を考慮し適切な購入を心がけ、 更に、過去の郵便料金の改定等により使用頻度が低くなり在庫として残っていた券種について、 積極的に使用(他の券種と組み合わせて使用、別納の際に使用等)し、券種数を減らすことに より、郵券のより適正な管理に努めている。

健康 局

(1)郵券の購入を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

医療サービス部は、郵券の購入に当たり、平成14年3月に当該年度の使用予定数量等を見込まないで購入したため、その郵券(除く80円券)をすべて使用することなく翌年度に繰り越している。

イ 講じた措置の概要

購入時の残高数量及び翌1か月間の使用予定数量を考慮したうえで購入枚数を決定し、1か 月単位でのこまめな購入を実施した。

(2)劇物の管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

市場衛生検査所が購入したメタノール及びクロロホルムについて、基準により定められた管理簿への記帳がされておらず、使用状況が確認できないもの、記帳が遅れているものが見られた。

イ 講じた措置の概要

市場衛生検査所においては、記帳の遅れているものについて、管理簿への記帳を済ませた。 さらに平成14年5月15日開催の検査所「全体会」に所の全職員が参加し、毒物・劇物に指定されている試薬の取扱いは「毒物・劇薬管理基準」に基づいて適正に行い、受入・払出の際には即時に管理簿へ記載するよう徹底した。また、所内での保管数量を確認し、盗難・紛失のないことを確認した。

健康局においては、平成14年11月に「毒物・劇薬管理基準」を全面改正し、自己点検表の整備・自己点検要領の明確化、月末・年度末に保管状況を確認するなど管理の厳正化、危害防止のための教育訓練の規定の新設など毒物・劇物の取扱いの適正管理を図り、局内の毒物劇物を取り扱う45事業所に対し、毒物劇物の保管管理の徹底と自主点検の実施を促す通知をした。

また、平成14年9月から10月にこれらの事業所全てを対象として、薬事監視員による立 入検査を実施した。

(3)購入契約手続を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

市場衛生検査所では、管理簿に受入として記帳している薬品等の購入状況が、受入日以降の契約手続となっている。

イ 講じた措置の概要

平成14年5月15日開催の検査所「全体会」に所の全職員が参加して、試薬の需要見込の 十分な把握に努めるとともに、契約事務の適正化について徹底を図った。

今後は事後契約とならぬよう、次のとおり事務手続の徹底を図った。

毎月、定期的に検査試薬を含む消耗品を把握する。

各係・出張所では、年間事業計画に基づく翌月の検査試薬の需要見込を立て、月半ばに開催される「全体会」までに庶務係に請求し、庶務係は、その月の末日までに納品されるよう 契約事務を行い、契約に沿って納品させる。

これ以降も、全体会、出張所長会の都度、その励行の状況について確認を行った。

また、平成14年10月23日に実施した薬事監視員による「立入検査」の結果は、「薬品等の購入契約手続について事後契約などは認められず、適正に処理されている」旨の報告がなされている。

病院経営本部

(1)行政財産の使用許可に伴う使用料の取扱いを適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容

経営企画部では、行政財産の使用許可に伴い都交通局及び財団法人東京都駐車場公社から徴収している使用料について、消費税相当額の取扱いを誤ったため、使用料が徴収不足となっている。

イ 講じた措置の概要

交通局及び財団法人東京都駐車場公社に対し、財務局評価に基づき算出した使用料額の仮受 消費税相当額計618万5,121円(交通局分;19万3,680円、公社分;599万1, 441円)について、それぞれ平成14年12月13日及び平成15年1月24日付けで調定 し、請求を行った。

(2) 行政財産の使用許可に伴う使用料の徴収を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容

墨東病院は、院内に設置されている公衆電話28台について、平成11年6月1日から平成14年3月31日までAに対して行政財産の使用許可を行っているが、平成12年度以降、許可に伴う使用料の調定及び徴収を行っていない。

イ 講じた措置の概要

平成14年10月4日付けでAあてに平成12年度分及び平成13年度分の使用料(各年度 16万1,280円)を請求、平成14年10月25日に入金を確認した。

(3)適切な費用負担を求めるべきもの

ア 監査結果の内容

荏原病院は、財団法人東京都福利厚生事業団に対して行った行政財産の使用許可について、 使用者は使用財産に付帯する諸設備の使用に必要な経費を負担しなければならないと使用許可 書で定めているにもかかわらず、使用財産に付帯する諸設備である排水管のグリスの除去及び 排水管内の清掃を病院が実施し、それに係る経費12万6,000円を負担している。

イ 講じた措置の概要

平成15年3月7日付けでグリスの除去及び排水管内の清掃経費12万6,000円について調定し、事業団に対し請求を行った。

(4) 光熱水費の徴収を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

八王子小児病院では、行政財産の使用許可に伴う光熱水費(上下水道料金)をAから徴収する に当たり、徴収すべき月数及び算定流量を誤ったため、行政財産使用料が徴収不足となっている。

イ 講じた措置の概要

平成15年2月28日付けで上下水道料金の徴収不足分4万3,555円について調定し、Aに対し請求を行った。

(5)契約事務を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

豊島病院がBと締結した空調機フィルター交換契約は、契約年月日が平成13年12月19日、履行期限が平成14年1月31日とされており、仕様書によると空調機中性能フィルターの一部について年2回の交換をするとしているが、2か月にも満たない間で2回の交換を行うこととなり、契約締結時期及び契約期間の設定が適切な履行を確保できるものとなっていない。

イ 講じた措置の概要

平成14年度の空調機中性能フィルターの交換については、交換箇所を見直し、手術室6室外13系統37枚を年2回交換対象とした。1回目の交換を冷暖房運転のオフ期間となる平成14年10月に(契約年月日:平成14.10.7、履行期限:平成14.11.15、契約金額197万8,074円)、2回目の交換を平成15年3月に(契約年月日:平成15.3.3、履行期限:平成15.3.31、契約金額406万3,500円)、他の水熱源ヒートポンプエアコン中性能フィルターと一緒に実施した。

(6)契約事務を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

清瀬小児病院は、Cと締結した清潔区域における清浄度測定及び清掃消毒委託契約について、履行期限内に完了したとしているが、提出された業務完了届に記載されている委託事項の一部が翌年度の履行となっている。

イ 講じた措置の概要

平成14年度の契約については、対象区域の使用上の日程調整を事前に行い、平成15年3月4日付けで契約を締結し、適切な履行期間をもって履行を完了した。

産業労働局

(1) 行政財産使用許可に伴う使用料の調定事務を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

農業試験場は、下水道管等の継続使用である行政財産使用許可に伴う使用料の調定状況について、使用を開始する日までにその全額を徴収すべきであるにもかかわらず、使用開始後に調定している。

イ 講じた措置の概要

許可の更新時期を基準とした一覧表の作成を行い、今後は、この一覧表に基づき、計画的に 調定事務を行っていく。

(2)契約事務手続を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

労働部がCと特命により単価契約を締結し購入した訓練用教科書の発注書について、発注日が 契約締結日以前の平成13年8月30日付けとなっている。

イ 講じた措置の概要

監査指摘を十分踏まえ、今後、日付等をよく確認し、適切な事務処理に努めていく。 なお、平成15年1月16日に労働部事業所庶務・経理担当係長会を開催し、職員に周知徹底した。

(3) 点検結果報告の内容に係る改善等の対策を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

大田技術専門校では、消防用設備の保守点検委託契約において不具合箇所の報告を受けている にもかかわらず、不具合箇所の対策がなされていない。

イ 講じた措置の概要

指摘箇所の屋内消火栓設備(呼水槽ボールタップ13A不良、ホース6本内ゴム劣化等、ポンプ吸水性能劣化、吸水管取替え)及び誘導等及び誘導標識(バッテリー不良)については、緊急に予算措置し、平成14年8月29日に工事を実施、改善した。

また、屋内消火栓設備(各消火栓起動確認灯なし)についても、平成14年12月3日に工事を終了した。

今後は、点検のつど、改善等の必要のあるものについては速やかに対応する。

(4)保護具を適正に管理すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

八王子技術専門校では、職員に対して措置している保護具について、 局で定めた標準使用期限等の措置期限が切れているにもかかわらず、更新していないもの 保護具台帳が整備されていないものが認められた。

イ 講じた措置の概要

局で定めた標準使用期限等の措置期限が切れていたのに更新していなかったもの 平成14年8月7日に保護具の購入契約を締結し、平成14年8月30日納品された。 保護具台帳が整備されていないもの

台帳が未整備のもののうち、指導員部分については、関係書類を調査し、7月初旬に整備 した。

講師(非常勤)については、指導員と共用で使用している保護具について、7月初旬に台帳を整備した。

(5)廃棄物処理委託契約の履行確認等を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

産業技術研究所では、所の危険物等取扱要領に基づき保管貯留していた廃棄予定薬品について 廃棄物専門処理業者に処理委託しているが、産業廃棄物管理票による最終処理日は履行期限を過 ぎており、履行確認をしないまま委託経費を支払っている。

イ 講じた措置の概要

平成14年度においては、年度内に産業廃棄物管理票により履行確認を行えるよう、早期に 契約締結を行い、適正な履行期限を設定した。

(6)委託契約における履行確認を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、商店街の活性化と離職者の早期、起業・就業を図ることを目的として、Fと特命随意契約を締結した商店街就業マッチング事業の委託契約において、履行完了の報告の際に実地研修の受講状況が確認できる書類を添付することとしているにもかかわらず、確認できる書類が添付されていないため、履行状況が確認できていない。

イ 講じた措置の概要

契約を解除し、契約金額全額を返還させた。

産業政策部としては今後の再発防止に向けて、 企画立案段階 契約段階(仕様書、進行管理) 履行確認段階(実績報告書、完了届)の各段階で、今回の問題点を洗い出し、分析した。

また、部で実施する委託契約における適正な履行及び事故の防止を目的として「産業政策部委託契約の適正化に関する事務取扱基準」を設けた。

今後は、このような問題が発生しないよう、適正な事務処理を行っていく。

中央卸売市場

(1)工事経費の負担を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

中央卸売市場で実施した13食肉市場南門整備他工事のうち、と場会計が負担すべき部分は受水槽設備の撤去に係る経費1,866万5,292円のみであるにもかかわらず、南門の更新整備を含め、その全額をと場会計で支出している。

イ 講じた措置の概要

工事経費を会計毎に区分し、市場会計負担分(南門整備に係る経費)については、市場会計がと場会計に対し施設拡張費・負担金及び分担金を平成14年12月25日付けで支出し、と場会計はこれを平成14年12月25日付けで雑入で受入れることで、過年度修正した。

なお、今後は工事内容を十分調査の上、会計区分を明確にし、経費負担を適正に行っていく。

(2)適正な勘定科目で支出すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

中央卸売市場で実施した大田市場の水産棟電気設備補修その他工事のうち、水銀灯新設費用 1 2 2 万 8 , 5 0 0 円については、市場会計における収益的支出の区分基準により、建設改良費で支出すべきところ、誤って営業費用の修繕費として支出している。

イ 講じた措置の概要

平成14年12月5日付14中大市第569号「工事請負契約の支出科目変更について」により振替伝票を発行し、水銀灯新設工事費用分の科目変更を行った。

(3)市場施設使用(許可)台帳を適切に整備すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

大田市場では、卸売業者等に市場施設を使用指定(許可)した場合に作成する市場施設使用指定(許可)台帳について、更新や使用資格が消滅したときなどの取扱いが定められているにもかかわらず、 平成8年度以降の使用指定の更新について、大多数のものが記載されていない、建築・造作等承認の経過が記載されていない事例がある、 工事に伴う面積増などにより旧台帳を廃止し新規の台帳を作成しているが、旧台帳の閉鎖処理がされないまま台帳簿につづられている、といった適切でない事例が見受けられた。

イ 講じた措置の概要

、 の指摘については、「市場施設使用指定(許可)台帳の作成及び取扱いについて」に基づき適正に処理しました。

については、今年度中に記載漏事項の記入を行います。

なお、現在財務課において全市場同一の様式による電子データ化の台帳管理を検討しています。今後各市場のデータ内容の精査、データ移行作業の問題点等を検証し、平成15年度の上半期を目途に電子データ化を図る予定でおります。

住 宅 局

(1) 手数料の徴収事務の委託を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

民間住宅部は、都知事が指定した取引主任者法定講習実施団体に宅地建物取引主任者証の交付 事務を委託するとともに、宅地建物取引主任者証交付手数料の徴収事務を行わせているが、法律 では、特別の定めがある場合を除くほか公金の徴収を私人に行わせてはならないとされているに もかかわらず、正規の契約の取り決めもないまま団体に行わせている。

イ 講じた措置の概要

平成15年4月から、法定講習日当日、職員が講習会場に出向き、宅地建物取引主任者証交付 手数料を徴収し、個々の申請者に対して、金銭出納員名の領収書を交付するように改める。

(2)契約違約金に係る事務処理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

住宅経営部では、Aと締結した中野山王道路工事(その2)請負契約について、Aから工事の履行が不能であるとの届出を受けたことから、契約を解除するとともに、規定により違約金として契約金額の10分の1に相当する額を徴収するとしたにもかかわらず、未だ歳入調定を行っておらず、納付書等も発行していない。

イ 講じた措置の概要

平成14年6月11日付けで、267万7,500円の歳入調定を行った。相手方は、平成13年3月26日付けで破産宣告を受けており、平成14年10月18日付けで破産に伴う配当金として1万4,068円を収入した。平成14年11月8日付けで、破産終結決定がなされたので、配当金の金額を除いた残りの違約金債権266万3,432円については、平成15年2月12日をもって不納欠損処分をした。

今後は契約相手先が倒産等により履行不能状態になった場合は、速やかに部の経理担当者に報告をして、事務処理を適切に行う。

(3)収入印紙代金の支出を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東部住宅建設事務所では、都営弁天町アパート建替に伴う土地交換契約を締結するとともに、 建物等の移転のため物件移転補償契約を締結しているが、この物件移転補償契約書における税法 の適用を誤ったため、必要のない収入印紙代金1万5,000円を支出している。

イ 講じた措置の概要

指摘の印紙税については、平成14年7月10日に過誤納処理の手続を行い、同日新宿税務署 に還付請求をし、同年8月13日に還付金の振込みがあった。

建 設 局

(1) 道路占用料に係る事務処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

総務部及び第四建設事務所では、都から豊島区に移管されている都道について、所が誤って占用料を徴収したことにより、還付処理を行う際に部の予算配付が遅延し還付処理が遅れていること、還付加算金として4万6,700円を支出しているが18万6,400円の還付不足額が生じていることなど、適正を欠く事務処理が認められた。

イ 講じた措置の概要

過誤納のあった関係者に対し、平成15年2月に還付加算金不足分の追加還付を行った。 還付にかかる事務処理の遅延については、予算対応も含め今後は遅滞なく適切な時期に事務処 理を行い、再発防止に努めるよう、関係職員へその旨周知、徹底した。

(2)借用動産の修繕を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

第二区画整理事務所は、局の賃貸借契約に基づき納入されたパソコンについて、Mと修繕の契約を締結しているが、借用動産であるこのパソコンの修繕は、納入者であるNが無償で行うことと当該賃貸借契約書に明記されている。

イ 講じた措置の概要

借用動産の修繕を適切に行うため、以下の改善措置をし、再発防止に努めた。

- 1 全借用動産に借用動産表示ラベルを添付することで都所有動産との区別を明確にした。
- 2 借用動産台帳を作成し借用動産の管理を徹底した。

(3)廃止工区の財産処理を速やかに行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、平成14年3月31日に廃止した14箇所の工事工区のうち6箇所について、その土地 又は建物を用途廃止の上、財務局長に引き継ぐこととしているが、 用途廃止が行われていない もの、 用途廃止は完了しているが財務局長への引継ぎが行われていないものが認められた。

イ 講じた措置の概要

用途廃止の手続は、平成14年12月25日までに行った。

財務局長への引継ぎは、平成15年2月18日付けで第三建設事務所第四工区は終了した。

それ以外については、財務局が当該用途廃止財産の活用案を検討中のため、引き続き建設 局で所管するよう指示を受けている。

(4) 融雪剤の出納手続及び管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

西多摩建設事務所では、所が備蓄している融雪剤を路面スリップ防止委託等の契約業者に支給 し道路に散布させているが、規則の定めがあるにもかかわらず、物品出納員を経ずに払い出した 上、物品受領書も徴していないこと、材料品出納簿も備えていないことなど、適正を欠く事務処 理が認められた。

イ 講じた措置の概要

平成15年1月31日、関係担当者による打合せを行い、融雪剤の支給について、規則に則した適正な処理を行うよう周知徹底するとともに、請負者から物品受領書を徴し、材料品出納簿を備えた。

(5) 融雪剤の出納手続及び管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

第六建設事務所は、所が備蓄している融雪剤について、前年度から繰り越した3,200袋の 材料品出納簿を備えていない。

イ 講じた措置の概要

平成14年12月1日付けで物品管理者から返納を受け物品出納員が管理することとし、2,700袋は支給材料として材料品出納簿を備え、また、直接使用予定の500袋は消耗品出納簿を備え整理した。

(6)物品の管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

総務部ほか6部・15所では、規則等の定めがあるにもかかわらず、物品及び高額図書類の管理並びに物品出納員等の事務引継ぎに係る処理について、適正を欠くものが認められた。

イ 講じた措置の概要

物品及び高額図書類の管理については、各部・所において帳簿の記載内容と現品との不一致の原因を調査の上、物品亡失報告書を提出する等、適正に処理し、記載内容と現品を一致させた。

物品出納員等の事務引継ぎ及び各部・所に対する物品管理適正化の指導については、平成14年12月11日に、各部・所の物品管理担当者を集め、監査指摘事項等を十分踏まえ、供用備品の状況確認を含む物品管理の総点検を実施するよう指導するとともに、同日付けで各部・所庶務主管課長あてに物品管理の適正化を図るよう、文書により周知し、処理を徹底した。

港 湾 局

(1)護岸建設費相当額の調定時期を見直すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

臨海開発部は、都と財団法人東京港埠頭公社で交わした建設発生土等の受入れに関する協定書に基づき納付される護岸建設費相当額について、算定基礎となる受入土量が月次報告される都度 調定することが可能であるにもかかわらず、公社から別途の通知を受けて半期ごとに調定し収入 しているのは適正でないことから、速やかに公社と協議し調定時期を見直されたい。

イ 講じた措置の概要

今回の指摘事項に対し、規則に基づき、土量が確定し、金額が確定する毎月ごとの調定を、下 半期が始まる平成14年10月より毎月調定するよう改善した。

(2)都有地貸付料の取扱いを適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、防災事務所が収納した平成13年度の都有地の貸付料のうち、1か月未満の貸付料について、消費税相当額の取扱いを誤ったため、貸付料が94万6,438円徴収不足となっている。

イ 講じた措置の概要

1か月未満の土地の貸付けについて、消費税を加算した額を徴収するため、関係規程の整理を行っている。速やかに作業を進め、平成15年度から施行する。

(3)単価契約に係る事務手続を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東京港管理事務所が行っている単価契約において、契約書で単価を定めていない事項であるに もかかわらず、契約事務手続をすることなく、事業執行課が工事等の実施を指示しているものが 認められた。

イ 講じた措置の概要

当事務所が行っている単価契約において、契約書において単価を定めていない事項について、 工事の実施を指示する場合には、契約事務手続によることとし、所内に文書で周知徹底した。

交 通 局

(1)前渡金にかかる事務処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局の本庁各部では、規程により定められている前渡金の事務処理について、次のように適正を 欠く事例が認められた。

- (ア)本庁各部では、規程により定められている前渡金の清算期間を越えて処理していることが認められた。
- (イ)自動車部及び電車部では、事故にかかる前渡金を各部管理課長に交付しているが、この前渡 金は、用途を限定するとしている規定に反して交付されたものとなっている。

イ 講じた措置の概要

- (ア)については、平成14年8月支出分から、従来の清算方法を改めて、毎月末清算を行っている。
- (イ)については、規程を改正し、新たに「六 事故対応のため即時に支払を必要とする経費」を 前渡できる旨規定し、事故対応のための前渡金を本庁課長にも前渡できることとした。これに より、事故対応のための前渡金について規定上も実際上も適切な措置がとれることとなった。

(2)事故にかかる事業所の前渡金の取扱いについて適正化を図るべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

電車部では、規程に基づき荒川電車営業所へ事故処理の一部を委任するとともに、支払事務を 分任し資金を前渡しているが、規程により認められた経費については小額な支払に限られること から、100万円も資金前渡する必要が認められないものとなっている。

イ 講じた措置の概要

荒川電車営業所における事故にかかる賠償金等の支払方法を見直し、前渡金の限度額を11万円以内に改めた。

水 道 局

(1)水道料金及び下水道料金の減額措置を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

練馬東営業所における水道料金の減額措置及び協定により下水道局から委任されている下水 道料金の減額措置について見たところ、次のような適正でない事例が見受けられた。

- ア 公衆水飲栓として水道料金の減額を受けている施設で、減額の対象とならない親水用施設としての利用が認められた。
- イ パン製造小売業として下水道料金の減額を受けているAは、パン製造店舗の2階に減額の対象とならない喫茶店を営業していることが認められた。

イ 講じた措置の概要

- ア 本指摘の公衆用栓については、平成14年7月2日に調査を行い、減額対象外であったこと から、平成14年6月分より減額適用について解除した。
- イ 平成14年6月4日、お客さまに対して、平成13年4月の減額申請時の適用誤りについて 説明を行い、平成14年12月5日付けで減額適用から除外した。

(2)契約手続を適切に行うもの

ア 監査結果の内容(要約)

玉川浄水管理事務所は、机等の購入契約3件について、規程に基づきそれぞれ随意契約により 処理しているが、契約年月日及び納入期限などから1件の契約として処理すべきであるにもかか わらず、分割して随意契約としている。

イ 講じた措置の概要

局では、平成14年8月26日、契約事務説明会を開催し、少額随意契約事務の適正処理について指導を行った。

また、所では平成14年8月27日に係会を行い、契約事務について適正な処理を行うよう周 知徹底するとともに、再発防止を図るため、係内相互のチェック体制を確立した。

(3) 文書交換業務の手段・方法について検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

南部第一支所は、日常的に行っている文書交換業務について、総務局が都庁交換便として承認

を受けている巡回郵便を利用せず、ほとんどタクシーを利用しているが、日常的な文書交換業務 の手段・方法としてより経済的な方法を導入するよう検討されたい。

イ 講じた措置の概要

本件については、平成14年8月14日に営業所長会を開催し、文書交換業務を含む局有車の 有効活用について、より効率的な運用を図るよう周知した。また、平成15年4月1日より、南 部第一支所において、都庁交換便を利用することとした。

下 水 道 局

(1)契約方法を見直すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

流域下水道本部は、処理場の管理区域を2地区に分けて、それぞれ別個の事業者と植栽管理業 務委託契約を締結しているが、作業内容及び実施工程について特段の差違がなく、事務の効率化 と、一括発注により管理費等の節減が図れることから、分割せずに一括の契約で行うべきである。

イ 講じた措置の概要

八王子処理場の植栽管理業務委託については、平成15年度から契約方法を見直し、2箇所の 区域を一括発注することとしている。

(2)証拠書類に基づいた支払を行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

流域下水道本部は、黒目川雨水幹線その2-6工事に係る損害賠償のうち、補償費負担等に関する協議書に基づき、Aに対して支払った事後調査費用について、協議書で定めている証拠書類の添付がないまま支払を行っている。

イ 講じた措置の概要

補償費の支払については、請負者が局が積算した限度額内で補償をし、局への請求にあたっては、補償金額とその振込費用の証拠書類を添付させ、事後調査費用については、平成3年度に、局が制定した第三者損害に対する損害調査費用算定基準に基づいて支払うこととしたため、その領収書の添付は不要としていたところである。

このたび、損害補償事務の手引き等の表現が従前のまま、事後調査費用の領収書添付を求める ものであったのを一部改正し、各関連部所あて周知(平成14年12月1日付建設部長通知、「損害補償事務の手引き」の一部改正について)したところである。

(3)特命による委託契約を見直すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

職員部がBと特命により締結している平成13年度職員定期健康診断等業務委託については、 特命理由が他の業者でも行うことが可能であることから、部は競争性を確保するよう、特命によ る委託契約を見直されたい。

イ 講じた措置の概要

平成15年度の職員定期健康診断等業務委託は、競争入札により契約を締結することとしている。

(4)業務監察を適切に行うよう検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、現在、必要な都度、個別に各種検査等を行っているとして、規程に基づく業務監察は行っていないが、事務の適正な執行を確保する体制を整備し、十分に機能することが必要であることから、業務監察を適切に行うよう検討されたい。

イ 講じた措置の概要

業務監察については、規程の改正を行い、事務分掌、執行体制を整備するとともに実施計画を 策定し、平成15年度から局全体(9部13所8処理場)を対象として毎年度実施していくこと とした。

教 育 庁

(1)工事契約に係る予定価格の設定を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

松原高等学校が随意契約によりAと締結している防砂ネット設置工事について、Aから徴した 参考見積額をそのまま契約目途額かつ予定価格として設定し、同額で契約していることが認めら れた。

イ 講じた措置の概要

平成14年度の工事契約に当たっては、教育庁営繕課技術調整係に事前相談するなど情報収集 を徹底し、予定価格の設定を慎重に行った。

また、担当職員を実務研修に参加させ知識習得を図るとともに、職場の事務連絡会で報告をさせるなど、事務職員全体に適正な事務処理を徹底するようにした。

(2)予定価格の設定を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

福利厚生部は、平成13年度都立学校職員一般健康診断を実施するための契約締結に当たり、 誤った契約希望単価を予定単価として設定し検診機関と契約したことから、141万余円が過大 な支出となっている。

イ 講じた措置の概要

過払金の返納については、平成14年7月5日に6検診機関に出向き事情を説明し各検診機関の了解を得て、8月29日までに過払金の返納金(雑入)全額を受領した。

また、平成14年度から契約の締結に当たり、検査項目・検査単価等の表作成は、チェック機能を持たせた統一様式に改めるとともに、複数の担当者が確認することとした。

(3)指名業者選定委員会の開催内容について明確化を図るべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

総務部は、平成13年度に指名業者選定委員会を開催しているが、保存期間中の議案文書を廃棄していること、選定経過を明らかにするための議事録を作成していないといったことから、審議が適正に行われたかどうか不明であることが認められた。

イ 講じた措置の概要

平成14年8月9日以降に開催した指名業者選定委員会については、選定議案を保存するとと もに、会議録を作成、保存している。

(4) タクシーチケットの管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

学務部では、規則により金券類等は物品受払簿を備えその使用状況を明らかにしておかなければならないとされているにもかかわらず、タクシーチケットについて、平成13年10月24日以降物品受払簿の記帳が一切されていない。

イ 講じた措置の概要

監査指摘後、平成13年度の残りの受払簿について整理を完了し、平成14年度の受払簿についても未整理だったものは完了した。

その後は、適時物品受払簿に記帳し、適正に管理を行っている。

(5)外国語教育指導員の資格認定を確実な方法により行うよう指導すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

指導部が各都立高等学校に配置することとしている外国語教育指導員について、平成13年度 外国人英語等教育指導員配置要綱に基づき各学校で契約を締結しているが、指導員の資格を認定 するに当たり、認定大学卒業程度等の資格認定を口頭のみ又は履歴書のみで行っているもの、入 管法の在留資格の認定を口頭のみで行っているものなど、適切を欠いていることが認められたこ とから、確実な方法により行うよう各学校を指導されたい。

イ 講じた措置の概要

平成14年度については校長会、教頭会、事務職員会等で資格認定の徹底について口頭で指導を行った。平成15年度外国人英語等指導員の配置に当たっては、指導員としての適格性の確認方法及び資格認定の手続についてより適切に実施するよう、要綱運用の徹底を図る旨、平成14年12月に各校に通知を行った。

〔平成14年度隨時監查〕

福 祉 局

(1)手続に関与する設計業者について

ア 監査結果の内容(要約)

新設法人が特養ホームを設置・運営しようとする場合に提出される協議書の作成等に当たり、 企画・基本計画の策定や実際の工事の監理などで密接な連携を取っている設計業者に対して、設 計業者の担当者名、選定基準などを報告させているが、補助対象である「設計管理」以外の業務 について、局は特段の関与を行っていないことから、補助金の申請・交付に係る手続の透明性を 確保するため、法人が留意すべき事項を明確にし設計業者の関与のあり方を検討する必要があ る。

イ 講じた措置の概要

特養ホーム等を整備する法人に対して配付する「施設・設備整備に係る契約マニュアル」に、「法人設立事務や施設整備に関する事務は計画者が責任を持って行うこと」、「特に入札事務については設計業者等の関与を禁止すること」、さらに、「入札に当たって設計業者を関与させない旨の誓約書を入札前に都に提出すること」を明記するとともに、計画者説明会等においてその周知徹底を行うなど、より一層手続の透明性の確保を図った。

(2)協議書の審査について

ア 監査結果の内容(要約)

局は、特別養護老人ホーム等施設整備費補助対象法人選定委員会及び社会福祉施設整備費補助対象法人審査委員会において、特別養護老人ホームを設置しようとする各社会福祉法人より提出された協議書の内容を審査し、あらかじめ定められている判断基準に基づいて「A」から「D」までの4段階の評価をしているが、次のとおり改善を必要とする事項が認められた。

- (1)選定委員会の議事については議事録が作成されておらず、選定委員会における評価理由等が 明らかでない状況にあることから、協議書の審査の適正性を確保するため、選定委員会につい ても議事録を作成する必要がある。
- (2)法人審査会における審査結果の評価を外部委員に持ち回りで変更した際、その理由等が記録 されておらず、持ち回りで判断することは法人審査会のチェック機能を十全に発揮させること を阻害するものであることから、持ち回りではなく法人審査会で審議し、その審議経過を議事 録に記録する必要がある。

イ 講じた措置の概要

(1)選定委員会における議事録の作成

平成14年10月4日付14福総監第510号「社会福祉施設整備費補助対象法人審査会

運営要綱等の一部改正について」(以下「一部改正」という。)により、同要綱8「社会福祉施設整備費補助対象法人選定委員会」(2)に、各部における選定委員会には議事録を備えることを明文化した。

なお、平成14年9月以降の開催分から議事録を作成し、協議書の審査の適正性を確保している。

(2)法人審査会を適宜開催し、その審議経過を議事録に記録

一部改正により、同要綱11「審査委員会の運営」(1)アに、審査委員会は、合議制として必要に応じて開催することを明文化し、同ウに持ち回りによる開催は認めないことを明文化した。

(3)自己資金の確保について

ア 監査結果の内容(要約)

局が行っている現在の用地費補助は、自己資金を準備する責任を有する設立者などが、所有する土地を新たに設立される法人に売却する場合でも、第三者から買収する場合と同様に交付されており、法人に交付された補助金を、別途に用意すべきものとされている自己資金に充当することが可能となっている。しかしながら、新設法人が設立者等から用地を買収する場合、取引に関する手続の適正さがより厳格に求められることを考慮せず、第三者からの買収と同様に補助金を交付することは、新設法人を通じた設立者等への援助であるなどの誤解を生じる恐れがあることから、補助に係る資金の流れを確実に把握するなどの措置を講じるとともに、一層厳格な運用をすべきである。

イ 講じた措置の概要

用地費補助に係る資金の流れを確実に把握するため、平成15年3月6日付14福高施第1037号「平成14年度老人福祉施設等整備費補助対象計画(新規)に係る寄付財産移転完了報告について(依頼)」により、法人に対し新たに「寄附者一覧」の報告を求めるなど、用地費補助に係る関係書類の提出及び報告の徹底を図った。

(4)特養ホーム設置に係わる工事請負業者の選定等について

ア 監査結果の内容(要約)

局は、特養ホームの建設工事を適正な価格で適切に行うため、「施設整備費補助に係わる特別 養護老人ホーム等工事請負契約手続基準」及び「施設整備に係わる契約マニュアル」を定めると ともに、各法人を指導しており、契約手続については「都の公共事業の扱いに準じて行うこと」 として一般競争入札又は希望制指名競争入札によることとしているが、関係人調査を行った43 法人の契約手続について、競争性及び公平性を確保する上から、次のように検討を要する点が認められる。

(1)全ての法人で希望制指名競争入札が行われているのは、「契約マニュアル」において一般競争入札又は希望制指名競争入札によることとしている一方で、具体的事務手続について希望制

指名競争入札についてのみ記述し、説明会においても説明していることなどによるものと考えられることから、都における入札制度の改革なども考慮し、一般競争入札によることについても同様の取扱をし、一般競争入札を行いやすくする必要がある。

(2)入札に際して、約4割の者が最低制限価格を設定し、その大半が予定価格の90%以上の額 を最低制限価格としているが、最低制限価格以下の価格で応札し失格となっているケースも認 められることから、都の公共工事に準じた基準で行うよう現在にもまして指導を徹底する必要 がある。

イ 講じた措置の概要

(1) について

「契約マニュアル」に、一般競争入札について明記するとともに、説明会等において周知 徹底を行った。

(2)について

「契約マニュアル」上、最低制限価格を設定する場合の設定理由を書面により事前協議することを義務化する等、都への協議手続を強化し、指導の徹底を図った。

(5)工事請負契約の適正化について

ア 監査結果の内容(要約)

局は、新設法人が行う特養ホーム建設工事について、「当面の取り組み」により契約主体を法 人格取得後の法人に限定しているにもかかわらず、法人審査会で付された条件による工事の遅延 を防止するため、新設法人が法人格を取得する以前に設立準備委員会代表者名で工事請負業者と 契約を締結していることに対して、平成13年度から、条件整備を都の補助内示までに改善する ことと改め、契約主体の責任を明確化したところであるが、今後、「当面の取り組み」の趣旨を 十分踏まえた上で、都の補助内示を国の補助内示後速やかに行えるよう、新設法人の条件整備の 早期達成について、指導を進めていく必要がある。

イ 講じた措置の概要

国庫補助協議前に開催する法人審査会で付された条件の整備状況について、「社会福祉施設整備費補助対象法人審査委員会運営要綱」に都の補助内示前に法人審査会で審査する等記載するなど、事業の適正な執行を図ることとした。

また、条件整備の進捗状況について計画者との連絡を頻繁に行いその状況を常に把握し、住 民の同意のような対外的な交渉を必要とする場合には、所在区市町村に協力を求めるなど、そ の条件整備が可能な限り早期に達成されるよう、指導・助言に努めている。

〔平成14年度行政監査(事業評価手法による。)〕

大学管理本部

(1)大学と試験研究機関の連携について

ア 監査結果の内容(要約)

本部は、「大学の改革」とあわせて「都の試験研究機関の研究業務の調整業務」を分掌しているが、都立の大学と都の試験研究機関の連携について、連携大学院は着実に進んでいるものの共同研究は2研究に留まっていることから、より効果的な執行体制を確立し、積極的に連携を推進する必要がある。

イ 講じた措置の概要

大学管理本部では、平成15年度に産学公連携推進準備室(仮称)を新設することとし、そのため、人員(非常勤のコーディネーター3名)や予算が新規に措置された。これにより、産学公連携センターの円滑な指導、運営を行えるようになり、効果的な執行体制が確立されることになる。

また、現在、都立大学理学研究科と財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団を中心に産業界をも含めた、「老人バイオマーカー(老化指標生体内物質)」についての共同研究を新規に実施していくことを予定している。

[平成13年度出納長所属各会計定例監查]

総 務 局

(1)物品について

ア 監査結果の内容

物品28点が搭載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成15年2月27日に、財務会計システムのデータファイルに登録した。

財務 局

(1)公有財産について

ア 監査結果の内容

無体財産権1件が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成14年10月28日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

(2)公有財産について

ア 監査結果の内容

有価証券60万円が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成14年10月28日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

(3)物品について

ア 監査結果の内容

物品28点が搭載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成15年2月27日に、財務会計システムのデータファイルに登録した。

生 活 文 化 局

(1)物品について

ア 監査結果の内容

債権85万8,540円が過大に計上されている。

イ 講じた措置の概要

平成14年3月末日現在登録漏れのあった東京都育英資金貸付金85万8,540円については、直近の通知時期である平成14年11月15日に、債権増減異動通知書(平成14年度上半期分)により出納長に通知した。

環 境 局

(1)物品について

ア 監査結果の内容

物品27点が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

指摘の物品については、平成14年8月8日及び平成15年3月7日に物品管理システムからの削除を行い、改善済みである。

福 祉 局

(1)物品について

ア 監査結果の内容

債権3億2,291万123円が過大に計上されている。

イ 講じた措置の概要

指摘を受けた過大に計上された債権(母子福祉資金貸付金)については、平成14年10月31日付14福総理第193号「公有財産、債権及び基金増減異動通知書(平成14年度上半期分)」により出納長室に修正報告を行った。

なお、今回の指摘を受け、母子福祉資金貸付金の事業所管課において、再発防止、適正な事 務の執行に向け、周知徹底を図った。

健 康 局

(1)公有財産について

ア 監査結果の内容

建物19.12m²が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成14年9月13日付14財財総第183号通知(公有財産の増減異動等電算用データの 提出)により、搭載漏れとなっていた財産面積を追加し、正しい面積(39.12m²)に訂正した。

(2)物品について

ア 監査結果の内容

物品5点が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

平成14年5月に現地調査(東京都立心身障害者口腔保健センター)を行い、物品が廃棄されていることを確認の上、平成14年8月1日付けで物品管理台帳から削除した。

(3)債権について

ア 監査結果の内容

債権5億8,893万9,936円が計上漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成14年10月に平成14年度上半期分として、債権増減異動通知書により出納長に通知した。

産業労働局

(1)債権について

ア 監査結果の内容

債権57万5,000円が過大に計上されている。

イ 講じた措置の概要

平成14年12月12日に、債権増減異動通知書により出納長に通知した。

(2)適切な会計処理に努めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、特別会計の貸付事業に関する事務費に充当すべきとされている契約違約金及び一般会 計繰入金の合計額が不足したしたため、貸付勘定から流用していることが認められた。

イ 講じた措置の概要

平成13年度に貸付勘定から流用した農業改良資金助成会計分の78万9,156円及び沿岸漁業改善資金助成会計39万9,573円について、貸付勘定に戻すこととした。

中央卸売市場

(1)物品について

ア 監査結果の内容

物品13点が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

ボイラー3基については、平成14年8月12日決定14中食管第362号により平成14 年8月12日に財務会計システムのデータファイルから抹消した。

また、オートリフト 2 点、コンベア 4 点、皮はぎ機 2 点及び昇降台 1 8 点については、平成 1 4 年 9 月 1 0 日決定 1 4 中食管第 4 2 9 号により平成 1 4 年 9 月 1 0 日に財務会計システム のファイルから抹消した。

(2)適切な財産等の管理に努めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

市場は、大動物棟(牛)及び小動物棟(豚)の改修工事により取得したボイラー設備等の財産について、物品又は建物の一部として管理すべきものが認められるにもかかわらず、いずれについても財産台帳等へ登載しておらず、財産等として管理を行っていない。

イ 講じた措置の概要

本件についてはいずれも建物の一部として管理するのが適切であると判断されたため、公有 財産台帳に登載した。

住 宅 局

(1)公有財産について

ア 監査結果の内容

建物6,337.18 m² が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

平成14年9月30日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

(2)適切な予算計上を行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、金融機関に対して行っている損失補償にかかる支出について、当初予算に計上していないのは適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成15年度から、一般会計歳出予算に計上した。

建 設 局

(1)公有財産について

ア 監査結果の内容

建物421.20m2が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

平成14年12月5日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

(2) 道路の無許可占用の削減を図るとともに占用料の収納促進に努めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、都道に看板等を設置しようとする者の申請により占用許可を与え、東京都道路占用料等徴収条例に基づき道路占用料を徴収しているが、適正に設置された看板等が53%に留まっていることや占用料の未収金が毎年度増加していることから、道路の無許可占用の削減を図るとともに占用料の収納促進に、より一層努められたい。

イ 講じた措置の概要

占用料の収納促進については、未納占用者に対して、督促状の発送を当該道路占用料の調定 年度内に行うこととし、各建設事務所においては、従前より早期に督促状の発送を行い、占用 料の収納促進に努めた。

違法看板等の撤去指導や無許可看板の許可申請の適正化対策については「看板等適正化推進 に関する検討会」での検討結果を踏まえ、 看板業者へのPR、 費用対効果を勘案した大型 看板への集中的な取組み、 減免措置の拡大などの具体的な検討を進めていく。

港 湾 局

(1)公有財産について

ア 監査結果の内容

土地623m2が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

平成14年12月5日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

(2)公有財産について

ア 監査結果の内容

動産2点が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

平成14年10月31日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

(3)債権について

ア 監査結果の内容

債権31億6,000万円が計上漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成14年10月31日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

[平成13年度公営企業各会計決算審查]

水 道 局

(1)管路診断を活用した配水管の付属設備の補修について

ア 監査結果の内容(要約)

局は、支所が管路診断により補修が必要とした設備に対する補修率について、支所間で差があり、一部診断結果を有効活用していないことから、支所の年度工事計画等に盛り込むなど補修の促進を図るとともに、未補修の理由を把握し指導するなど診断結果を有効に活用し、施設の維持管理を行われたい。

イ 講じた措置の概要

本件について、補修必要設備の計画的な補修や未補修理由の明確化等を図るため、進行管理会議を年3回程度開催し、適切な指導を行うこととした。これにより、診断結果をより有効活用した管路施設の維持管理を徹底していく。

[平成13年度各会計定例監查]

大学管理本部

(1)財産(大講義室)の有効活用の方法について検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

都立科学技術大学は、科学技術交流センターに有している大講義室について、設置以来、講義や行事での使用実績が少なく、財産の活用として非効率な状態となっていることから、「行政財産」から「普通財産」への変更も含め、有効に活用されるようその方法について検討されたい。

イ 講じた措置の概要

受講生が比較的多く、板書の少ない授業を優先的に割り当てるなどして、有効活用を図っている。その結果、平成14年度の授業での使用延べ日数は、平成15年3月14日現在、平成12年度の14日に対し45日に増加している。

(2)授業料の減額及び免除制度のあり方について検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

本部が運営する都立大学等の4大学は、個別の条例により設置されており、在学生に対する 授業料の減額及び減免制度について大学ごとで取扱いに差が生じているが、一元的に管理する 大学管理本部が設置されたことから、減免制度のあり方について検討されたい。

イ 講じた措置の概要

授業料の減額及び免除の制度については、平成13年7月1日付けの設置者機能の一元化に合わせて、大学管理本部としてのあり方を検討してきたところである。平成14年度は、4大学の実務担当者による検討会を立ち上げ、これまでに2回開催した(平成14年11月28日及び同年12月24日に減免基準及び減免枠の共通化について検討)。

病院経営本部

(1)エネルギー棟に係る修繕経費について負担させるべく協議を行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

府中病院では、病院が管理しているエネルギー棟などを関係機関と共同利用しており、協定 により維持管理経費等を分担しているが、協定書に定めがないとして病院が全額負担した老朽 化による修繕について、施設の維持に欠くことのできない経費であることから、関係各機関に 負担させるべく協議を行われたい。

イ 講じた措置の概要

平成15年4月1日付けで協定を締結する予定である。平成15年度協定においては、平成13年度実績に基づく修繕料について関係各施設に負担を求めることとする。

建 設 局

(1) 占用料の未納者に対する督促手続等を適切に行うよう指導すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

道路管理部は、未納占用料について滞納対策マニュアルを策定しているが、各建設事務所に おいて対策マニュアルと異なる事務処理を行っていたこと、占用料条例による延滞金を一部徴 収していなかったことから、各建設事務所に対し指導の徹底を図られたい。

イ 講じた措置の概要

督促状の発送を早期に行うことにより、占用料、延滞金の早期徴収に努めるよう、各建設事 務所に対して指導の徹底を図った。

また、平成15年3月に「道路占用料徴収事務の手引き」を作成し、同月27日付けで各建設事務所に通知した。

東 京 消 防 庁

(1)防火水槽新設工事の契約にかかわる最低制限価格の設定方法について検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

総務部は、防火水槽新設工事に係る契約で最低制限価格を一律予定価格の10分の8で設定 しており、それを下回る入札者については失格者として取扱っているが、規則では10分の8 から3分の2の範囲で設定できるとしていることから、最低制限価格の設定方法について検討 されたい。

イ 講じた措置の概要

最低制限価格については、一律に予定価格の10分の8の額で設定していたものを、平成13年度の契約案件から、平成13年3月5日付12財経総第1940号通知の2(1)(「直接工事費の額」「共通仮設費の額」「現場管理費に5分の1を乗じて得た額」を基礎とする。)の方法により算定し、設定することに改めた。

その結果、平成13年度及び平成14年度の契約案件については、予定価格の10分の8から3分の2の範囲の中で設定してきている。

下 水 道 局

(1)特命による随意契約を見直すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

経理部は、日本ビルの庁舎管理業務について、同庁舎に併設している銭瓶町ポンプ所の受変電設備から受電する構造となっている電気設備の特殊性を熟知していること、局の業務に精通しており業務を円滑に遂行できる唯一の業者であること、などを理由として特命による随意契約で締結しているが、銭瓶町ポンプ所の高圧受電設備保守は中部管理事務所が直営で実施しており、日本ビル庁舎の電気設備については会社以外でも履行できること、建物管理業務は、一般的な業務内容であることから特命による随意契約を見直されたい。

イ 講じた措置の概要

日本ビル庁舎管理業務委託契約については、平成14年度にエレベータ設備保守点検業務及 び消防設備保守点検業務を分割して競争入札等により契約を締結している。

また、平成15年度からは、すべての庁舎管理業務について分割発注し、東京都下水道サービス株式会社と特命による随意契約を行わないこととしている。

〔平成13年度工事監查〕

建 設 局

(1)水中ポンプの設計に当たり留意すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、道路施設整備工事(4-1)熊野町排水場ポンプその他改修の見積もりに当たり、水中ポンプを特注品としているが、同等の機能を有する汎用品を採用することができれば工事費の低減につながることから、この種工事の設計において、汎用品も検討の対象とされたい。

イ 講じた措置の概要

局技術管理委員会で、道路排水に使用する水中ポンプの仕様等を定めている「道路排水設備設計要領」の見直しを行い、平成15年3月、同要領に替えて、水中ポンプを原則としてメーカー標準品(汎用品)とするなど新たな内容を盛り込んだ「道路排水設備設計指針」を策定し、平成15年度から適用することとした。

〔平成13年度行政監査(事業評価手法による。)〕

健 康 局

(1) 周産期医療対策事業について

ア 監査結果の内容(要約)

多摩地域の周産期センター整備については、医療計画策定後、既に4年を経過していることからも、早期に方針を具体化する必要がある。

周産期医療ネットワークの周知を図るとともに、早期にインターネット化を図る必要がある。

周産期医療情報ネットワークは、空床情報等の更新を1日2回行っているが、情報を容易に把握できるよう、可能な限り更新回数の増加を図り、最新情報の提供がなされるよう検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

「都立病院改革実行プログラム」において、府中市に開設が予定されている小児総合医療センター(平成16年度設計、平成19年度開設)については、M-FICU9床、NICU24床をもつ総合周産期母子医療センターとして、新たに整備することとなった。

また、平成12年度から開始した「多摩地域連携強化事業」を活用した多摩地域の周産期医療のネットワーク化や、多摩地域連携強化事業参画医療機関に対する周産期医療充実に向けて働きかけを行うことなどにより、多摩地域の周産期母子医療提供体制の充実を図っている。

周産期医療ネットワークについては、平成14年度に周産期医療情報ネットワーク再構築 経費を計上し、平成15年4月1日からのインターネットの稼動開始に向けて、平成15年 2月末にその準備が終了した。

平成13年度行政監査以降に開かれた周産期医療協議会の部会において、各東京都周産期母子医療センターに対し、受入状況に変化が生じた場合には随時更新するよう依頼した。

さらに、平成15年4月1日から新たに導入となる新システム(インターネット)に、最新の更新時刻の表示ができるようにした。

港 湾 局

(1) 青海コンテナふ頭整備事業について

ア 監査結果の内容(要約)

コンテナ貨物に係る荷役作業で、ターミナルゲートについては、オープン時間や荷役作業が限られてしまっており、搬出入待ちのトラックで周辺道路が渋滞するなどの状況となっているが、東京港ではターミナルゲートの24時間365日フルオープン化へ向けた取組が一部しか

実施されていないこと、今後新たなバース整備によるコンテナ貨物の増加に対してヤード拡張が限界に達していることなどから、フルオープン化を行い、荷役時間を拡大するなど効率的な 運営を行うことが必要である。

イ 講じた措置の概要

ターミナルゲートに係る効率化については、平成11年4月に定めたアクションプランに基づき、平成12年3月には5日間、ターミナルゲートのオープン時間延長のトライアル(夕方1時間)を実施、平成13年8月からは断続的に期間を定めてコンテナ予約搬出のトライアルを実施し、平成14年11月からは期限を定めずに実施している。

また、荷役作業に係る労使の状況については、平成13年11月に社団法人日本港運協会と全国港湾労働組合協議会及び全日本港湾運輸労働組合同盟との間で細目協定書が締結され、ゲート作業の昼休みオープン(2分の1)と20時00分までの時間延長の合意がなされ、さらに平成14年11月には21時00分までの時間延長の合意がなされている。これを受けて、大井コンテナふ頭では邦船船会社3社による昼休みのゲートオープンが始まり、青海コンテナふ頭においても一部ゲートで昼休みオープンと時間延長が行われ、周辺道路の渋滞を減少させる大きな効果を得た。

さらに、青海公共コンテナふ頭における平成 1 5 年度の港湾設備専用使用者の公募を 1 社若 しくは共同申込みに限定し、ターミナル作業の効率化、ゲートの昼休みオープンと時間延長を 推進することなどを目的としてターミナル運営の一体化を図ることとした。

〔平成13年度財政援助団体等監查〕

環 境 局

(財団法人 東京都環境整備公社)

(1) 収支の改善に努めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

財団法人東京都環境整備公社は、経営を圧迫しているエコプラント事業について、収支の計画を立て改善を図るとしているが、平成14年度から有償となる土地に対する賃料が見込まれていないこと、平成15年度以降の計画が策定されていないことなど十分な計画とはなっていないことから、中長期の収支計画を策定し、収支の改善に努められたい。

イ 講じた措置の概要

公社は、収支改善に向けた下記の取組を実施した。

受入料金については、平成13年8月に料金値上げの方針を定め、平成14年4月1日に 平均26%の値上げを行った。今後も市況を見据えつつ、弾力的に料金改定を行っていく。

受入量の拡大を目指し、既存登録業者に対し、積極的に営業を行った。

経費の一層の削減に向け、施設の運転体制を超勤対応から運転委託へ見直し、人件費の抑制を行った。

これらの取組により、平成14年度は料金値上げの影響等による受入量の若干の減少にもかかわらず、収支改善を図ることが可能となった。

また、平成15年度3月末に、平成15年度以降の中長期収支計画を策定する。

福 祉 局

(社会福祉法人 龍鳳)

(1) ITV設備について使用の有無等を確認し適切な処置を行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

社会福祉法人龍鳳は、施設の監視業務を行うために設置したITV設備に対する補助として208万7,000円を交付されているが、当該設備の使用について団体内に反対があるとして、 局へ報告の上、これを撤去し倉庫に保管したままとなっていることから、早急にITV設備の今後の使用の有無等を確認し、適切な処置を行われたい。

イ 講じた措置の概要

ITVカメラの設置工事(12台分)は平成14年10月4日に完了し、工事完了(原状回復) については確認済みである。

(社会福祉法人 龍鳳)

(2) 承認なしに行った建物の形状変更に対し適切な処置を行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

社会福祉法人龍鳳は、当該施設の地下1階に設置されている倉庫について、局の承認を得ぬまま倉庫とピットとを隔てている境界壁を取り外し、ピット部分を含め倉庫として使用しているが、補助事業により取得した建物等については、局の協議を経ずに規模及び形状の変更を行うことはできないものであることから、局は早期に状況等を把握し適切な処置を行われたい。

イ 講じた措置の概要

倉庫の原状回復のための工事は平成14年12月5日~7日に行なわれ、工事完了(原状回復)については確認済みである。

(社会福祉法人 慈光会)

(3)過大に交付された補助金の返還を求めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、社会福祉法人慈光会が整備した「あそか保育園」に、非常通報装置の設備費補助として39万6,000円を交付しているが、補助対象外である経費を含めて申請されていたにもかかわらず算定を誤ったため、34万1,000円が過大に交付されている。

イ 講じた措置の概要

社会福祉法人慈光会法人に対して過大に交付された補助金については、平成14年10月15日に返還を命じた。平成14年10月24日に同法人から34万1,000円の納付があった。

また、監査指摘を踏まえ、施設整備を予定している法人に対し、平成14年6月19日に開催した保育所施設整備説明会において、非常通報装置をはじめとする補助内容を配付資料に基づき詳しく説明し、よく理解したうえで施設整備計画を立てるよう指導した。さらに、施設整備費の都補助内示の都度開催している説明会においても、補助内容について周知徹底するとともに、補助金の交付を適正に申請するよう指導している。

住 宅 局

(東京都住宅供給公社)

(1)空き家の解消に努めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東京都住宅供給公社は、管理受託している借上都民住宅について、家賃が市場家賃に対して 高額のまま据え置かれており空き家が生じていること、空き家も含めて家賃相当額を借上料と して土地所有者等に負担していることにより管理事業収支で損失を計上しているが、20年と なっている管理期間で空き家による減収が損失を生じさせていること、家賃を値下げしても空 き家率の高い住宅があることから、実効性のある家賃設定について土地所有者等との協議を行 うとともに入居を促進するための方針を検討し、空き家の解消に努められたい。

イ 講じた措置の概要

指摘を受けた住宅については、全て家賃改定を行った。また、入居促進の方策として、現地 案内所の開設、ホームページによる情報の提供、隣接道路沿いへの看板等の設置及び周辺住戸 へのチラシ配布などを行った結果、指摘を受けた8住宅の平均空き家率は監査時点で61%台 であったが、平成15年2月20日時点で、25%台まで改善された。今後ともオーナーとの 綿密な調整のうえ、さらなる入居促進を図る。

港 湾 局

(株式会社 東京テレポートセンター)

(1)財産の適切な管理を行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局では、株式会社東京テレポートセンターと建物、工作物等及び物品無償貸付契約を締結し東京夢の島マリーナ施設を貸し付けているが、平成12年度に東京テレポートセンターが行った給水配管の撤去、設置工事の際に、東京都の普通財産の一部である給水配管を会社の財産として計上している。

イ 講じた措置の概要

都が貸し付けを行っている財産と株式会社東京テレポートセンターが改修等により固定資産 登録を行っている財産が同一のものについては、以下のとおり、会社が固定資産から落とすこ とで適正管理を行うこととした。

既に固定資産登録を行っている財産については、法人税基本通達8-1-3に基づき、固定

資産から長期前払費用に振り替えることとし、会社は、平成14年9月末の中間決算時に手続を行った。

また、今後新たに改修・修繕を実施する場合において、会社の会計上、資本的支出が発生するものについても、同通達に基づき、長期前払費用に計上することとしている。

[平成12年度出納長所属各会計決算審查]

建 設 局

(1)区部4霊園の適切な管理について検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、将来都市公園化を図ると計画がなされている区部4霊園について、空き墓所となった所の再貸付停止後約40年も経過しているにもかかわらず、未だ公園化に向けた具体的計画が策定されないままとなっていることから、霊園に公園を設けることの必要性について再検証を行い、公園化を図ろうとする規模、区域等の具体的計画を策定するとともに、空き墓所の再貸付の適否を含め、霊園の適切な管理について検討されたい。

イ 講じた措置の概要

平成14年5月15日、東京都公園審議会に区部霊園の管理について諮問し、同年12月5日 に答申を受けた。答申では、区部霊園の将来像を霊園と公園が共存する空間としたうえで、リーディングプロジェクトに青山霊園を取り上げ、将来像を実現するための具体的な方策が提案された。そこで、答申を踏まえ、青山霊園をリーディングプロジェクトに位置づけ、平成15年度に整備計画を策定するほか、空き墓所の貸付を始める。

〔平成12年度行政監査(監理団体への委託事業について)〕

建 設 局

(1)契約方法の見直しを検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、多磨霊園みたま堂の案内・監視業務を財団法人東京都公園協会に委託しているが、当該 委託契約とは別に「庭園を含む都立公園等の施設の管理運営業務等委託契約」で多磨霊園の管理 を協会に委託しており、この管理業務にみたま堂の案内・監視業務を含めることが可能なことか ら、契約方法の見直しを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

平成15年度から、多磨霊園みたま堂の案内・監視業務を同園の管理業務に含めて財団法人東京都公園協会へ管理委託することとした。

〔平成12年度財政援助団体等監查〕

福 祉 局

(東京都社会福祉事業団)

(1)引当金の処理基準等を明確にすべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東京都社会福祉事業団は、都から支払われた各施設運営経費の一部を、利用者処遇の向上などに要する修繕・備品等購入のためとして修繕引当金等を計上しているが、修繕等の対象となる建物、備品等についてはすべて都有財産であり、修繕や購入に要する経費が別途都から委託料として支出されている事例が見受けられることから、局は事業団との経費の負担区分を明確にし、事業団は引当金の引当方針、取崩基準等を定めるよう努められたい。

イ 講じた措置の概要

事業団における引当金(会計基準の改正により「積立金」と改称)の取扱いについては、平成15年1月、処理基準を定め、本基準に従い、適切な処理を行うこととした。